

## SDGsの推進に関する包括連携協定書

東松島市（以下「甲」という。）と株式会社ウエストエネルギーソリューション（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、SDGsを推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、SDGsの推進に向けて、甲及び乙が相互の緊密な連携と協力により、地域が抱える課題やニーズに対応し、地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を実現するために、次の事項について連携し、協力する。

- （1）環境保全・エネルギーに関すること
- （2）安全・安心なまちづくりに関すること
- （3）産業振興・賑わいづくりに関すること
- （4）その他前条の目的を実現するための施策に関すること

### （確認事項）

第3条 本協定は、甲及び乙が連携して協力する事項を確認することを目的としており、前条に掲げる全部または一部の実施に関して、甲及び乙に対して何らの法的義務を負わせるものではない。

### （連携窓口）

第4条 第2条の連携協力を円滑かつ効果的に進めるために、甲及び乙の双方に窓口を設置し、連携協力を進めるにあたり必要な連絡調整を行うものとする。

### （協定内容の変更）

第5条 甲及び乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （解約）

第6条 甲及び乙は、本協定の有効期間中であっても、1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

### （期間）

第7条 この本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前に、甲及び乙のいずれもから申し出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間この本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

### （守秘義務）

第8条 甲及び乙は、本協定の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに第三者に開示又は提供等してはならない。なお、情報の開示又は提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところによるものとする。

2 甲及び乙は、この本協定が前条に定める有効期間が満了により効力を失った後も前項の秘密保持の義務を負うものとする。

### （協議）

第9条 この本協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲及び乙が協議し、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各者1通を保有する。

令和4年8月2日

甲 宮城県東松島市矢本字上河戸 36 番地 1

東松島市長

渥美 巖 

乙 広島県広島市西区楠木町 1-15-24

株式会社ウエストエネルギーソリューション

代表取締役社長

江頭 栄一郎 